栗山町イベント共通ガイドライン

～参加者と共につくる安心安全なイベントで栗山を元気に！～

令和２年６月 30 日制定
栗山町内イベント主催者有志一同

１．趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延を防止するため、令和２年４月７日に政府から緊急事態宣言が発出され、国民は不要不急の外出自粛や、いわゆる「三つの密」が重なる状況の回避など、感染防止に努めることが余儀なくされている。これに伴って学校や公共施設、医療施設、飲食店などへの立ち入りも制限され、本町においても住民のコミュニティ活動や事業経営に大きな影響を及ぼしている。

本町の賑わいを創出する各種イベントについても、感染防止の観点から４月開催予定の「くりやま老舗まつり」、７月開催予定の「くりやま夏まつり」をはじめ、大小問わず多くのイベントが中止を決定しており、緊急事態解除宣言がなされた現在も依然として自粛ムードは払拭されず、イベント主催者は開催のタイミングや感染予防への配慮などに困惑している状況が散見される。

政府では５月 25 日の緊急事態解除宣言に合わせて決定している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による都道府県における取り組み等として、住民や事業者に対しては別途示されている「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けて感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するよう求めている。特に、催物（イベント等）の開催制限については、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提とした規模要件（人数上限）に緩和すること、催物等の態様や種別に応じて開催要件や主催者で講じる感染防止策を検討することなどが示されている。

これを受けて北海道では５月 29 日に基本的対処方針が示されているが、政府が示す「新しい生活様式」を踏まえた「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止を道民に呼びかけ、外出の自粛等、施設の使用制限等、イベント等の開催制限を段階的に緩和していくとし、催物（イベント等）の考え方については概ね政府が示す目安に準じた内容としている。

さらに、栗山町でも６月５日に基本的対処方針が示されているが、政府や北海道が示す目安に加え、事態の状況に応じた区分（①感染観察、②感染拡大注意、③特定警戒）により取り組む内容としている。

本町内で開催されるイベントにおいても、これを遵守すると共にイベントごとにガイドラインを策定し、主催者及び参加者の双方の意識を醸成して実施することが望ましいが、それぞれでガイドラインを策定する作業は容易ではないことが想定される。

本ガイドラインは、町内で実施されるイベントの主催者及び参加者が、自発的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みを行うため、統一した基準と共通する対応項目を定めて新たなイベントのあり方を示すと共に、コミュニティ活動や地域経済の再活性化につながる安心安全なイベント実施に寄与するものとする。

２．前提条件

本ガイドラインは以下に掲げる定め及びこれに基づく住民への周知事項を遵守し、これらを補完して更なる促進を図るための事項を定める。ただし、本ガイドライン制定日以降において、以下に掲げる定めが変更となった場合においては、変更後の定めに基づき本ガイドラインの各事項を見直して適宜改定を行うものとする。

また、以下に掲げる定めの変更がない場合においても、必要に応じて定めを遵守する範囲で本ガイドラインの各事項を見直して適宜改定を行うことができるものとする。

なお、本ガイドラインは第１項の趣旨・目的において制定するものであり、本ガイドラインを用いて開催されるイベントにおいて発生する一切の事故や怪我、病気などの責任及び損害は、イベント主催者または参加者が負うものであることを承諾のうえ適用すること。

（１）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和２年３月 28 日（令和２年５月 25 日変更）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（２）北海道新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和２年５月 29 日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（３）栗山町新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和２年６月５日、栗山町新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

３．適用範囲

本ガイドライン第１項の趣旨・目的の下、不特定の参加者が集まる栗山町内で実施されるイベント（行事、催事、祭り、大会、集会、展示会、見本市、音楽・演劇等鑑賞などの催物)、かつ、町民等の参加者や主催者が共に活気を高められる営利を目的としないイベント。ただし、本ガイドラインとは別の定めにより実施するものは除く。

４．適用期間

本ガイドラインの策定から概ね１年間となる令和３年６月末日までとするが、期間満了前に前項２における前提条件や社会情勢などを踏まえて、期間延長の有無を検討し判断する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れのある期間において適用できることが望ましい。

５．適用基準

イベントの主催者は、以下に掲げる事項を全て満たす場合において本ガイドラインを適用してイベントを実施することができる。いずれかを満たすことができない場合は、イベントの実施を中止または延期すると共に、見直しを行ったうえで再度判断を行うこと。

（１）イベント告知開始時及び開催日において、栗山町新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく「①感染観察」区分に指定されている、または未指定となっている。なお、いずれも緊急事態宣言の発令が解除され、事態が収束に向かっている場合を指す。

（２）本ガイドライン第３項の適用範囲で定めるイベントである。

（３）本ガイドライン第６項－（１）の対応レベルで定める「①必須項目」が全て満たされているイベントである。

（４）会合等において主催者（共催、協賛、協力など関係者含む）全員が本ガイドラインについて理解している。

６．対応項目

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につながる取り組みとして、以下に掲げる区分により別表のとおり対応項目を定める。

（１）対応レベル

①必須項目：全てのイベントにおいて主催者及び参加者が必ず遵守すべき項目。

②目標項目：イベント態様や種別に応じて主催者及び参加者の努力により遵守すべき項目。

③推奨項目：前項①及び②の強化・拡充を図るため主催者及び参加者が遵守することが望ましい項目。

（２）実施態様

④屋内イベント：屋根・柱・壁を有し土地に定着する工作物の内部で行うイベント

⑤屋外イベント：前項④以外で行うイベント

※④及び⑤共に該当するイベントは、それぞれの対応項目を適用すること。

（３）対象者

⑥主催者：イベント運営にあたるスタッフ（責任者及び従事者）ほか、共催者、協賛者、協力者、物販等事業者、委託事業者などの関係者を含む

⑦参加者：前項⑥以外の方

７．その他

本ガイドラインは下記に掲げる団体で構成する栗山町内イベント主催者有志により制定したものであり、本ガイドラインの改定や廃止等を要するときは栗山町内イベント主催者有志の決定により行うものとする。

（１）栗山商工会議所

（２）栗山商工会議所青年部

（３）一般社団法人栗山青年会議所

（４）そらち南農業協同組合

（５）くりやま老舗まつり実行委員会
（６）栗山秋まつり実行委員会
（７）くりやまの匠たち
（８）まちの駅「栗夢プラザ」

別表（第６項関連）

NO.	対応区分	対応項目	④屋内イベント		⑤屋外イベント	
			⑥主催者	⑦参加者	⑥主催者	⑦参加者
1	参集範囲制限	主催者は栗山町民及び栗山町内に勤める方の参加を主体とした参集とし、これ以外の方の参加は最小限となるよう努める。	②目標項目		②目標項目	
2	収容制限	主催者は実施場所（待機場所など人が集まる場所を含む）における同時刻の集客人数（主催者及び参加者の合計人数）は収容人数の 50%以下とする。ただし、収容人数の基準が無い場合（屋外など）においては実施場所において参加者ができるだけ 2m（最低 1m）の社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保できる人数を試算のうえ上限とすること。	②目標項目		②目標項目	
3		主催者はイベント実施時間の短縮、または参加者の滞在時間の制限を行う。参加者は主催者が予め決定している実施時間や滞在時間内での参加を心掛ける。	②目標項目	②目標項目	②目標項目	②目標項目
4		前項２及び３を補うため、主催者はイベントへの参加方法として事前申し込みや予約などに対応し、参加人数の把握や分散化などの制限に努める。	③推奨項目		③推奨項目	
5	広報周知・啓発	主催者はイベント実施に関する広報を実施日（初日）の２週間以上前に行うこととし、本ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染拡大防止に努めて実施する旨について周知・啓発を徹底する。特に実施場所の近隣住民や関係機関等の協力理解を得たうえで行うこと。また、他の項目において参加者への事前告知が必要な事項（収容制限、個人情報取得、検温実施、マスク着用など）については具体的に示すこと。	①必須項目		①必須項目	
6		主催者はイベント実施日において、実施場所内や出入り口などに別紙ガイドライン対応項目表を掲示し、参加者へ対して新型コロナウイルス感染拡大防止に努めて実施する旨について周知・啓発を徹底する。参加者は別紙ガイドライン対応項目表に基づく対応項目を遵守してイベントに参加する。	①必須項目	①必須項目	①必須項目	①必須項目
7	個人特定・把握	主催者はスタッフ等の氏名及び連絡先を記録して特定しておく。記録時においては個人情報保護法に基づく取得や利用等に配慮すること。	①必須項目		①必須項目	
8		主催者は参加者に対して入場時に氏名及び連絡先の記入を求める。記録時においては個人情報保護法に基づく取得や利用等に配慮すること。参加者は入場時に氏名及び連絡先の記入に協力する。	②目標項目	②目標項目	②目標項目	②目標項目
9		主催者は北海道が提供している「北海道コロナ通知システム」にイベント情報を登録し、取得した QR コードをイベント実施日において会場内に掲示する。ただし、当該システムの利用は QR コードを読み取り、電子メールを利用している参加者に限定されるほか、参加者の任意により利用されるものであることを予め理解しておくこと。	③推奨項目		③推奨項目	
10	検温	主催者はイベント実施日（会場設営・撤去含む）の開始前において、スタッフ等の検温（検温器、体温計など）を徹底し、体温が 37.5℃以上の場合は従事させない。	①必須項目		①必須項目	
11		主催者はイベント実施日において検温器を設置して参加者の検温を行い、体温が 37.5℃以上の場合は入場を制限（お断り）する。ただし、設置できない場合は参加者の自己申告により確認する。参加者は主催者が実施する検温に協力する。	②目標項目	②目標項目	②目標項目	②目標項目

NO.	対応区分	対応項目	④屋内イベント		⑤屋外イベント	
			⑥主催者	⑦参加者	⑥主催者	⑦参加者
12	マスク着用	主催者はイベント実施日（会場設営・撤去含む）において、スタッフ等のマスクの着用を義務付ける。参加者はマスクの着用（飲食時を除く）に協力する。	①必須項目	②目標項目	①必須項目	②目標項目
13		主催者は事前にマスクを用意し、イベント実施日（会場設営・撤去含む）において、マスクを着用していない方に対して配布する。	③推奨項目		③推奨項目	
14	消毒・除菌	主催者はイベント実施日（会場設営・撤去含む）の開始前において、スタッフ等の消毒（消毒液※、うがい、手洗いなど）を徹底する。	①必須項目		①必須項目	
15		主催者は消毒液※を事前に用意し、実施場所の出入り口をはじめ必要箇所に設置する（誰もが使用しやすい配置や個数に配慮する）。	①必須項目		①必須項目	
16		主催者はイベント実施中において不特定多数が接触する箇所（テーブル、椅子、トイレ便座、ドアノブ、スイッチ、手すり、蛇口、タッチパネルなど）に対し、使用ごとまたは定期的に清拭消毒を行う。参加者は実施場所への出入り、テーブルや椅子の使用後、トイレ使用後などにおける消毒（消毒液※、うがい、手洗いなど）を徹底する。	①必須項目	①必須項目	①必須項目	①必須項目
17		主催者は消毒液の配置箇所や消毒実施状況（トイレ清掃記録など）の情報を参加者に開示する。	②目標項目		②目標項目	
18	接触回避・予防	主催者は参加者の入場時やブースなどにおける整列、ステージ及び参加者席の配置はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）離して社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。参加者は主催者から指示される距離を保つことを心掛ける。	①必須項目	①必須項目	①必須項目	①必須項目
19		主催者は実施場所において飲食メニューを販売・提供するときは、使い捨て可能な食器を使用する。ただし、実施場所が飲食店内の場合については、食器の洗浄消毒を徹底することで代用可能とする。	①必須項目		①必須項目	
20		主催者は参加者と金銭等（現金、カード、チケットなど）をやり取りするときは、トレイを介した受け渡しを行う。また、非接触型キャッシュレス決済処理が可能な場合は参加者へ対して利用を勧める。屋外イベントの場合は、風の影響で金銭等の飛散を防ぐための対策（ペーパーウェイトなど）を考慮すること。	②目標項目		②目標項目	
21		主催者は２ｍ（最低１ｍ）の社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保できない、または対面での対話を必要とする場所においては、アクリル板やビニールカーテンの設置により仕切るなどの工夫を行う。	②目標項目		②目標項目	
22		主催者は実施場所において飲食メニューを販売・提供するときは、大皿などの使用は避け、個別に飲食できる食器の使用や配膳に配慮する。参加者は他者とのシェアや回し飲食を行わない。	②目標項目	②目標項目	②目標項目	②目標項目
23		主催者は実施場所の出入り口を分ける、通路を一方通行にするなど、参加者同士のすれ違いを避けられる動線に配慮する。また、実施場所以外に設ける集合場所や交通手段利用などからの移動経路においても同様に配慮する。参加者は主催者が指示する出入りや動線での行動に協力する。	②目標項目	②目標項飲	②目標項目	②目標項目

NO.	対応区分	対応項目	④屋内イベント		⑤屋外イベント	
			⑥主催者	⑦参加者	⑥主催者	⑦参加者
24	接触回避・予防（続き）	主催者は特に参加者との接触機会が多いスタッフ等（受付、飲食提供など）のフェイスシールドと手袋の着用を義務付ける。	③推奨項目		③推奨項目	
25		主催者は参加者から注文を受けるときはメニュー表や注文用紙（またはタッチパネル機器）などによるセルフオーダー方式による対応を行う。参加者はセルフオーダー方式での注文に協力する。	③推奨項目	③推奨項目	③推奨項目	③推奨項目
26	ごみ処理	主催者はイベントで排出されるごみの回収及び集積場所を予め決定し、スタッフ等や参加者に対して周知を徹底する。参加者は排出するごみを主催者が指定する場所で廃棄することに協力する。ただし、ごみの回収を行わない（排出しない）ことを前提にイベントを行う場合は適用除外とする。	①必須項目	①必須項目	①必須項目	①必須項目
27		主催者はごみの回収場所にスタッフを配置し、スタッフはマスク及び手袋（ゴムまたはビニールなどの水分を通さないもの）の着用を義務付ける。また、ごみ箱を用いる場合は蓋つきとし、回収したごみは袋に入れて縛り密閉する。ただし、ごみの回収を行わない（排出しない）ことを前提にイベントを行う場合は適用除外とする。	②目標項目		②目標項目	
28		主催者は回収及び集積したごみをイベント実施日の翌日までに処分する（ごみ処理事業者への引き渡しなど）。ただし、ごみの回収を行わない（排出しない）ことを前提にイベントを行う場合は適用除外とする。	②目標項目		②目標項目	
29		主催者はマスクやフェイスシールドをごみとして回収しない場合は、スタッフ等や参加者に対して周知を徹底する。	③推奨項目		③推奨項目	
30	空気清浄	主催者は実施場所の空気を正常に保つためドアや窓などを開放して換気を行う。換気の方法については建物の管理者と協議のうえ判断すること。	①必須項目			
31		主催者は実施場所の空気を正常に保つため空気清浄機や抗ウイルスシャワーの設置を行う。	③推奨項目			
32	医療・救護対応	主催者はイベント実施日において、参加者やスタッフ等の体調不良（泥酔含む）や怪我などの医療・救護が必要となる事態に備え、実施場所に担当スタッフを配置し、有事の際に一次判断（医療機関等への連絡など）ができる体制整備を行う。参加者は体調不良（泥酔含む）や怪我などを発症した場合は、担当スタッフの指示に従うほか、イベントへの継続参加を控える。	②目標項目	③推奨項目	②目標項目	③推奨項目

※消毒液：人体に影響のないエタノール消毒液、安定型次亜塩素酸ナトリウム消毒液など